

資料5

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201700570 平成29年10月3日(神奈川県) 平成29年12月14日	リチウム電池内蔵充電器	A1270(株式会社ポケモンブランド)	アンカージャパン株式会社(株式会社ポケモンブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の残存する樹脂製外郭は、内側に炭化、焼損が認められたが、著しく焼損しており、落下、衝撃等の痕跡の有無は確認できなかった。 ○4個のリチウムポリマー電池セルは、いずれも著しく焼損して内部短絡の痕跡が観察されたほか、1個の電池セルには電極板の欠損が認められ、著しく損傷していた。 ○制御基板及び電池セル用基板は著しく焼損していたが、基材の欠損、穴空きは認められなかった。 ○スイッチ用基板は確認できなかった。 ○事故発生時に使用されていたUSBケーブル及びACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品の充放電制御に異常は認められなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが内部短絡したため、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201800026 平成30年3月10日(兵庫県) 平成30年4月23日	IH調理器	TIH2000(株式会社テスコムブランド)	株式会社永泰産業(株式会社テスコムブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故発生当日の朝、当該製品を使用した後に電源を切っていたが、約17時間後に当該製品から出火した。 ○本体の樹脂製の下ケースは、排気口付近で著しく焼損していた。 ○メイン基板は、排気口付近のコンデンサーが焼損しており、周辺の銅箔パターンは焼失していた。 ○IHコイル、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○下ケース内側のインレット付近に液体が付着した痕跡が認められ、排気口付近には虫の死骸や卵等が認められた。 ●当該製品は、メイン基板のコンデンサー付近でトラッキング現象が生じたため、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、トラッキング現象が生じた原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201800117 平成29年11月22日(神奈川県) 平成30年6月5日	投げ込み式湯沸器	H-500L(株式会社フジマックブランド)	大栄電熱工業株式会社(株式会社フジマックブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は仕事中、樹脂製バケツに当該製品を入れて湯を沸かしており、当該製品をバケツに入れたまま帰宅したところ、約12時間後に当該製品付近から出火した。 ○当該製品の状態及び詳細な使用状況は確認できなかった。 ●当該製品を樹脂製容器に入れて使用中に空だきとなり、発熱部が樹脂製容器に接触したため出火したものと考えられるが、当該製品及び詳細な使用状況が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201800136 平成30年3月31日(大阪府) 平成30年6月12日	電気炊飯器	NP-HB1	象印マホービン株式会社	(火災、軽傷1名) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。	○事故発生時に、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、運転中ではなかった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、大部分の樹脂が焼失していた。 ○IHコイル、制御基板等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板、表示基板等の電気部品は残存しておらず、状態の確認ができなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201800138 平成30年6月4日(大阪府) 平成30年6月14日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	SSI-TL40A2	三洋電機株 式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、上面の通気口付近が変色していた。 ○直流基板は、電解コンデンサー取付部付近で焼損が著しく、焼失していた。 ○電解コンデンサーの一部は底部が著しく焼損していた。 ○直流基板に結露が生じていた痕跡は認められなかった。 ○当該製品は脱衣洗面所の壁面に設置されており、施工説明書には、「脱衣所等の高温多 湿な場所には設置しない。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、直流基板上でトラッキング現象が生じて出火した可能性が考えられるが、直 流基板の焼損が著しく、焼失して確認できない部分があったことから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201800200 平成30年5月4日(兵庫県) 平成30年7月11日	自転車	アフィッシュ BK260AR-F	株式会社あ さひ	(重傷1名) 当該製品で走行中、チェーン が外れ、転倒し、負傷した。	○使用者が緩い登り坂で立ちこぎをしようとした際にチェーンが外れて転倒し、左顔面を負傷 した。 ○当該製品のチェーン及び新品のチェーンを当該製品に装着した際のたるみはそれぞれ32 ～24mm及び30～22mmであり、いずれも取扱説明書に記載された基準値(20～15mm)を超 えていた。 ○当該製品のギヤクラランクを新品に交換して当該製品のチェーン及び新品のチェーンを装着 した時のたるみはそれぞれ34～21mm及び32～20mmであり、いずれも取扱説明書に記載さ れた基準値を超えていた。 ○当該製品に乗車して走行したところチェーンは外れず、当該製品を横倒しにしてギアクラン クを正転及び逆転させてもチェーンは外れなかった。 ○当該製品は、販売店がチェーンの張りを調整する仕様であるが、調整した痕跡は認められ ず、新品のギヤクラランクと新品のチェーンを組み合わせた際のチェーンのたるみが当該製品 のチェーンと同程度であったことから、調整されていなかったと考えられた。 ○当該製品の販売前に行う点検について、販売店に点検記録が残されていなかった。 ○当該製品は、購入されてから一度も定期点検や整備を受けていなかった。 ●当該製品は、販売時にチェーンのたるみが調整されていなかった可能性があり、チェーン のたるみが取扱説明書に記載された基準値を超えていたが、横倒しにした状態でギアクラン クを回転させてもチェーンが外れることはなく、事故発生時の詳細な状況が不明であることか ら、製品起因か否かを含む、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201800203 平成30年6月25日(島根県) 平成30年7月12日	電動車いす (ハンドル形)	セニアカー ET4D(6型)	スズキ株式 会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損し、可燃部はほぼ全て焼失していた。 ○電源スイッチユニットのキー差込部が残存しており、キーは差込まれたままで「切」の位 置であった。 ○バッテリーからメインコントローラー基板への給電線が、車体側に振れ止め固定する板金 製のクランプ部において断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○その他の配線に断線等の異常は認められなかった。 ○メインコントローラー及び充電器の基板は著しく焼損し、実装部品の多くが脱落してい たが、基板に局所的な焼け抜け等の異常は認められなかった。 ○モーター部は電磁クラッチとの締結部でアルミ製外郭が溶融して、破損、脱落していた。 ○事故発生直前に、使用者は当該製品を駐車して付近の草刈りを行いながら刈った草の焼 却を行っていた。 ●当該製品は事故発生時電源が切られた状態であり、外部からの延焼の可能性が考えられ るが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201800211 平成30年6月25日(京都府) 平成30年7月19日	電気洗濯乾燥機	BW-D9SV	日立アプライアンス株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の洗濯運転中に火災警報器が鳴動し、当該製品から出火した。 ○当該製品は操作パネルの正面左側の一部が著しく焼損し、操作パネル直下の内部配線は被覆が焼失していた。 ○操作パネル直下の内部配線に断線は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○操作パネルのコネクター接続部は、コネクター樹脂が焼失していたが、端子接続部に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の操作パネル付近から出火した可能性が考えられるが、内部配線及びコネクター接続部に出火の痕跡が認められないこと、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
9	A201800241 平成30年6月27日(大阪府) 平成30年7月27日	除湿乾燥機	DBO-T	株式会社カシキヨー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の使用を開始して外出したところ、約3時間後に当該製品付近の床面から炎が上がった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品の大部分が焼失していた。 ○電源基板、電源コード、サーミスター等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板、満水検知用マイクロスイッチ等の電気部品は確認できなかった。 ○事故発生の2週間前、使用者が電源コード取付部を分解し、修理していた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201800243 平成30年7月17日(神奈川県) 平成30年7月27日	エアコン(室外機)	AU-K22GY	シャープ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製の外郭及びファンが焼失していた。 ○熱交換器のアルミフィンが焼失していた。 ○制御基板のコンプレッサー駆動用パワートランジスターモジュールを実装している箇所が焼失していた。 ○内外連絡線の接続用端子台の各端子、モーター巻線、リアクター等の他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、制御基板の一部が焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	. 使用期間:20年
11	A201800279 平成30年6月25日(千葉県) 平成30年8月9日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone 7 Plus MNRA2J/A	Apple Japan 合同会社	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は、表面の液晶表示部に割れが認められ、表示部の左側面の嵌合部が破損し開口しており、製品内部から焼損していた。 ○当該製品の内蔵リチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。 ○電池セルの近くにある内部カバーの止めねじが外れており、焼損した電池セルにねじがめり込んでいた。 ○事故発生前に当該製品本体が開封されたか否か、内部部品カバーの止めねじが外されたか否か、不明であった。 ●当該製品内部にねじが混入したため、内蔵リチウムイオン電池セルを損傷して異常発熱し焼損したものと推定されるが、ねじが混入した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201800288 平成29年12月2日(京都府) 平成30年8月13日	靴(スニーカー)	307134-342	ナイキジャパングループ 合同会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を履いて階段を上昇中、転落し、負傷した。	○使用者は、当該製品を履いて石段を登っている途中で後ろを振り返り、その際に右足が滑ったため石段を踏み外して転落し、頭と肩を負傷した。 ○当該製品は9年以上使用されているため摩耗していたが、大きな破損等、外観に異常は認められなかった。 ○同等品が入手できないため、当該製品の動摩擦係数が初期値からどの程度低下しているかの判断はできなかった。 ○JIS T 8106(安全靴・作業靴の耐滑試験方法、床材にコンクリートを使用)を準用し、当該製品及び他社品(新品)の靴底の動摩擦係数を測定した結果、当該製品は0.54で他社品は0.82~0.95であったことから、当該製品は他社品の新品と比較して耐滑性が劣っていると考えられた。 ○同等品が入手できないため、当該製品の動摩擦係数が初期値からどの程度低下しているかの判断はできなかった。 ○当該製品の靴底の溝深さは、最大で6.2mm、最小で0.2mmであった。 ○取扱説明書には、「使用前に異常がないか確認する。」、「劣化したシューズは使用しない。」、「滑りやすい場所で使用すると転倒の危険があるため注意する。」旨、記載されている。 ●当該製品は劣化によって動摩擦係数が低下したため滑りやすくなっていたものと推定されるが、設計上の溝底深さや硬度等の仕様が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201800296 平成30年8月3日(大阪府) 平成30年8月17日	電気冷凍庫	DF-300D3	株式会社ダイレイ	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電源が入った状態で、店舗の倉庫として使用されていた無人の部屋に設置されていた。 ○外観上、天板のドア等の樹脂部が焼損しており、機械室内に著しい焼損が認められた。 ○ファンモーターのモーター軸が固着していたが、内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室内に取り付けられた冷凍室用の温調器は、制御基板の一部のみが残存しており、その他の部分は状態を確認できなかった。 ○コンプレッサー、始動リレー、端子台、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、機械室から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A201800324 平成30年8月1日(千葉県) 平成30年8月30日	エアコン	MSZ-GE2216	三菱電機株式会社	(火災、死亡2名) 当該製品及び建物1棟を全焼、10棟を類焼する火災が発生し、2名が死亡した。	○事故発生時、当該製品が使用されていたか否かは確認できなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、大部分の樹脂部品は焼失し、原形をとどめていなかった。 ○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○確認できた端子台、リレー、電解コンデンサー等の電気部品の焼損は著しく、残骸として一部部材が確認できる程度であった。 ○電源コード、電源基板、制御基板、内部配線等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:2年
15	A201800332 平成30年8月5日(京都府) 平成30年9月4日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone 7 Plus MN6Q2J/A	Apple Japan 合同会社	(重傷1名) 当該製品をズボンの後ろポケットに入れていたところ、当該製品が発熱、発火し、臀部に火傷を負った。	○当該製品は正面左側面に焼損が認められた。 ○当該製品内部のリチウムイオン電池セルに焼損が認められ、電池セルは、格納部左側で外れたディスプレイ用のねじを挟んでおり、電極体にねじがあった箇所を起点とした放射状のしづわが認められた。 ○当該製品は、事故発生の2日前に事業者の認定を受けた修理店で、電池セルが交換されていたが、交換作業時の記録等の詳細は不明であった。 ○事業者の指定する正規の電池セル交換作業において、ディスプレイ用のねじを取り外す工程はなかった。 ●当該製品は、製品内部で外れたねじによってリチウムイオン電池セルが損傷し、内部短絡が生じて出火に至ったものと考えられるが、ねじが外れた原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201800341 平成30年8月14日(大阪府) 平成30年9月7日	映像録画装置 (ドライブレコーダー)	DRY-mini1X	株式会社ユピテル	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品が取り付けられていた車は、駐車中でドアは施錠されており、当該製品に電源供給はされていなかった。 ○車内は運転席側の天井部の焼損が著しく、フロントガラスのパッキンは当該製品の取付箇所付近であり、著しく焼損していた。 ○内蔵のリチウムポリマー電池セルは、正極板、負極板とともに大部分が残存していたが、電極体の中層部では、両極の同一部位が欠損し、欠損部の縁が溶融していた。 ○内部基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルの内部短絡により異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201800344 平成30年7月25日(滋賀県) 平成30年9月7日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone 5 ME039J/A	Apple Japan 合同会社	(火災) 宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○本体外郭のアルミ製ケースはリチウムポリマー電池セルの搭載部が溶融して穴が空いていた。 ○内部の電池セルが著しく焼損しており、電池セルの下部が開口していた。 ○電池セルの電極体下部には粒状の金属溶融物が認められ、残存する銅の負極板には下側に損傷が認められた。 ○当該製品の充電は、他社製のACアダプターで行われていたが、ACアダプターの型式や定格出力等の詳細は不明であった。 ○当該製品はバッテリー残量の減りが早くなっていた。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201800349 平成30年9月3日(栃木県) 平成30年9月11日	電気冷凍庫	DF-500D	株式会社ダイレイ	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、屋根のある屋外に設置されていた。 ○機械室内及び機械室周囲の断熱材、外郭に著しい焼損が認められた。 ○温度調節器に使用されていたリレー出力端子及び接点金具に溶融痕が認められた。 ○温度調節器の基板の銅箔パターンに溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の温度調節器内部においてトランシッティング現象が生じ、出火したものと推定されるが、トランシッティング現象に至った原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201800368 平成30年6月17日(神奈川県) 平成30年9月19日	電気掃除機	DC26	ダイソーン株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品に左足を当て、負傷した。	○使用者が台の上に乗り、当該製品を使用後、降りる際に当該製品の本体についているボリカーボネート製の収納フック先端に左脚すねの外側が当たり、裂傷を負った。 ○当該製品の写真を確認したところ、収納フックにボリカーボネートは認められなかった。 ○同等品収納フックの上端部に対して、シャープエッジテスターを用いて、UL-1439規格に準拠した試験を実施した結果、異常は認められなかった。 ●当該製品の詳細が確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A201800369 平成30年6月21日(東京都) 平成30年9月20日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	D5556	株式会社ツナシマ商事	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の背面下部にある循環ポンプ起動用コンデンサーの端子部に焼損が認められた。 ○循環ポンプ起動用コンデンサーの取付部周辺に白色の付着物が認められた。 ○白色の付着物がアルカリ性を示し、食器洗い機用の洗剤に含まれるクエン酸が検出された。 ○当該製品の付属排水ホースに著しい損傷は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の循環ポンプ起動用コンデンサーの端子部に洗剤を含む排水が浸入して付着したため、短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、排水漏れが生じた部位、排水漏れの要因及び排水の浸入経路が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:4か月
21	A201800370 平成30年9月16日(兵庫県) 平成30年9月21日	電動車いす (ジョイスティック形)	X0D	ヤマハ発動機株式会社	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品に乗車していたところ、踏切内で列車にはねられ死亡した。	○目撃者は、事故発生時に当該製品は停止しており、使用者は当該製品から立ち上がりようとしていたと証言した。 ○当該製品は損傷していたが、バッテリーは十分な残量があり、動作に異常は認められなかった。 ○当該製品は、電源が入った状態でバッテリーが外れたというエラー内容が記録されていたが、電車との接触前か接触時かは特定できなかった。 ○当該製品は、前輪がレールの溝に落ちた際に生じる擦過痕が認められなかった。 ○事故発生時に当該製品の電源が入っていたかどうかは特定できなかった。 ○同等品で再現試験を実施した結果、通常走行では問題なく踏切を通行でき、前輪を意図的にレールの溝に落としたところ、レバー操作のみで脱出できた。 ○取扱説明書には、「踏切や路面電車の線路を渡る際は、介助者が同行する。」旨、記載されている。 ●当該製品が踏切内で停止し、使用者が逃げ遅れたことで電車と接触したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A201800372 平成30年9月2日(宮城県) 平成30年9月21日	投げ込み式湯沸器	SCH-901	クマガイ電工株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を湯から取り出し、衣類が入った洗濯機に当該製品を入れたところ出火した。 ○当該製品は、湯から取り出すと水位センサーが作動してヒーターへの通電が止まる仕様であった。 ○当該製品のヒーター部が著しく焼損していた。 ○水位センサーシャフトは焼損し、センサーの動作状況は確認できなかった。 ○ヒーター部表面はステンレス製であったが、一部腐食していた。 ○ヒーター部に内蔵されている水位センサー基板に砂粒のこびりつき、さび及び部品のクラックが認められた。 ○清掃後のセンサー基板の動作に異常は認められなかつたが、事故発生時の状態での動作確認はできなかつた。 ○コントローラー部、電源コード及び電源プラグに異常は認められなかつた。 ○取扱説明書には手入れ方法として、「月1回、保護カバーを取り外してヒーター部表面を洗う。」旨、記載されているが、使用者は当該製品の手入れをしていなかつた。 ●使用者が当該製品を通電させた状態で湯から取り出し衣類に接触させたことで、衣類が焼損したものと推定されるが、湯から取り出した際に水位センサーが作動せず加熱が継続した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
23	A201800381 平成30年9月5日(神奈川県) 平成30年10月1日	エアコン	AN2206X-W8	ダイキン工業株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負つた。	○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失していた。 ○電源基板及び制御基板の大部分は焼失して確認できなかつた。 ○電源コードは被覆が焼失して機器側から断線し約52cm欠損していたが、断線部に溶融痕は認められなかつた。 ○ファンモーター、電源トランジス等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡が認められなかつたが、詳細な使用状況が不明であり、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	・使用期間:不明 (製造時期から22年と推定)
24	A201800383 平成30年9月18日(兵庫県) 平成30年10月1日	エアコン	MSZ-Z22LV5	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の外郭樹脂が焼失しており、電装部付近が著しく焼損していた。 ○ファンモーターの外郭は焼損し、電源用配線と隣接するアース用配線の2本がコネクター附近で焼失していた。 ○ファンモーターの電源用端子は内部基板のはんだ付け部まで焼失していたが、アース用端子とその間の空き端子のはんだ付け部は残存していた。 ○電源コード、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ○当該製品は事故発生後に水洗いされており、電気部品の付着物等の詳細は確認できなかつた。 ○使用者は、当該製品を16年前に購入しており、事故発生以前にエアコン洗浄を行つたことはなかったとの申出内容であった。 ●当該製品は、ファンモーターのコネクター付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な状態が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	・使用期間:16年
25	A201800387 平成30年9月24日(北海道) 平成30年10月4日	リチウム電池内蔵充電器	100PB16-149WH	BEGALO JAPAN株式会社	(火災) 寮で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は著しく焼損し、樹脂ケースは一部溶融していた。 ○内蔵のリチウムポリマー電池セルは、ラミネートフィルムが焼失し、内部の部品も銅箔以外の大部分が焼失した状態であった。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかつた。 ○使用者は当該製品に衝撃等を加えていないとの申出内容であった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A201800389 平成30年9月17日(大阪府) 平成30年10月4日	照明器具	不明	松下電工株式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の設置された部屋は、台風被害で天井に雨漏りが生じ、カビが生えて異臭がしており、床に水滴を受けるための衣装ケースやバケツが置かれていた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、シェード等の樹脂部品の大部分が焼失していた。 ○当該製品は、スイッチ接点の位置から全灯状態であったと認められた。 ○環形蛍光ランプ用のソケットは、雨水が浸入した痕跡が認められ、内側の樹脂が炭化していたが、外側の樹脂に炭化は認められなかった。 ○蛍光ランプのピン端子及びソケット端子に溶融等の出火の痕跡は認められなかつたが、一部の端子が確認できなかつた。 ○安定器とソケットを接続する内部配線に確認できない部分があつた。 ○安定器、スイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、ソケット端子付近から出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
27	A201800392 平成30年9月24日(京都府) 平成30年10月5日	扇風機	F-10LA	松下精工株式会社(現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は照明付きの扇風機で、照明と扇風機を各々独立してオンオフできる製品であつた。 ○当該製品は約48年前に購入されたもので、約20年前からは主に常夜灯として使用されており、扇風機としては使用されていなかつた。 ○当該製品の電源プラグは脱衣所の壁コンセントに接続されており、電源コードは脱衣所の引き戸を経由して引き回されていた。 ○当該製品は、背面側で著しく焼損していた。 ○電源コードは本体背面の口出部から約37cm離れた箇所で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定には至らなかつた。 ○扇風機用ファンのスイッチのみオンで、照明はオフであった。 ○ファンモーターの巻線は断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○照明用のソケット等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、ファンモーターの巻線にレイヤショートが生じて異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	・使用期間:48年
28	A201800399 平成30年8月27日(神奈川県) 平成30年10月12日	スチームクリーナー	SC2.500C	ケルヒヤージャパン株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の持ち手内部が破損して蒸気が漏れ、右手に火傷を負った。	○当該製品のスチームレバー外観に傷や変形等の異常は認められなかつたが、水を入れて通電したところ、スチームレバー付近から蒸気の噴出が認められた。 ○スチームレバー内部において、高温の蒸気が通るノズルパイプとホースの接続部が破断していた。 ○ノズルパイプのホースと接続するノズルパイプ先端部に、内壁のはがれや多数の亀裂が認められた。 ○ノズルパイプ先端部分の破断面は白化し、樹脂の強度は著しく低下していた。 ○ホース内部に残っていた折損したノズルパイプ樹脂の破片の長さは、ノズルパイプ先端部とホースを接続していた金属バンドの幅と同等であった。 ○当該製品の金属バンドは確認できなかつた。 ●当該製品は、スチームレバー内部の樹脂製ノズルパイプとホースの接続部に負荷がかかり、金属バンドで固定している部分の樹脂製ノズルパイプが劣化して破損し、高温の蒸気が漏れて事故に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であり、金属バンドを確認することができなかつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A201800403 平成30年8月17日(奈良県) 平成30年10月15日	照明器具(クリップライト)	LS-2112BK	株式会社ニトリ	(火災、死亡1名、重傷1名、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○使用者は、コンセント付きの二段ベッドの下段で当該製品を使用し、その場を離れた後、ベッド下段から炎が上がった。 ○当該製品はベッド上段の棧をクリップで挟み込んで取り付けられていた。 ○電源コードはシェード口出部で断線し、溶融していた。 ○装着された電球及び当該製品のソケット部は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○シェードは、先端側が著しく焼損して塗装がなくなっていたが、後のソケット側では塗装が残っていた。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201800412 平成30年9月21日(埼玉県) 平成30年10月18日	リチウム電池内蔵充電器	E-Power-107	有限会社ハナマル	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事務所において、爆発音がしたため確認すると、机の上に置いていた当該製品及び書類等が焼損していた。 ○当該製品は著しく焼損し、制御基板等の大部分が焼失していた。 ○当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、原形をとどめておらず、確認できた負極銅箔の一部に溶融が認められ、正極アルミ箔及びセパレーターは焼失し、確認できなかった。 ○当該製品の出力端子(出力電圧12V)に他社製のACアダプター(出力電圧15V)のDCプラグが接続されていたが、ACアダプターがコンセントに接続されていたか否かは確認できなかった。 ○同等品の出力端子に出力電圧以上の電圧を印加すると、電池セルは過電圧で充電された。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201800425 平成29年7月29日(大阪府) 平成30年10月25日	自転車	MINIVELO-7 LADY	サイクルヨーロッパジャパン株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中にブレーキを掛けたところ、後ブレーキが利かず前ブレーキのみ利いたことで後輪が持ち上がって自転車が前方に転倒し、顔が路面に激突して負傷した。 ○当該製品は写真しか入手できなかった。 ○事故発生後の当該製品の後ブレーキのアウターケーブルは、ホルダーから外れてペダルクラーク軸よりも大きく垂れ下がっており、ブレーキが利かない状態であった。 ○同等品を確認した結果、後ブレーキのアウターケーブルは、乗車中にホルダーから容易に外れることはないと考えられた。 ○使用者は、事故発生直前に当該製品で約200mを正常に走行していたが、詳細は不明であった。 ●当該製品は、後ブレーキのアウターケーブルが外れたためブレーキが利かなくなったものと考えられるが、当該製品を写真でしか確認できず、ケーブルの外れた経緯が不明であり、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201800460 平成30年10月18日(東京都) 平成30年11月9日	ヘアドライヤー	EH-NA91	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグの栓刃は、両極ともカシメ部近傍の板厚が薄くなったところで破断し、破断部近傍に変形が認められた。 ○一方の栓刃には、破断面に溶融痕が認められ、周辺の樹脂部材は著しく焼損していた。 ○もう一方の栓刃については、栓刃の内側に擦れ傷が認められたものの、周辺の焼損は軽微であった。 ○カシメ接続部の状態等、電源プラグ内部の詳細については確認できなかった。 ○本体や電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源プラグ内部のカシメ部近傍で異常発熱したこと、カシメ部直近の板厚が薄くなったところで栓刃が溶断し焼損した可能性が考えられるが、カシメ部の詳細が確認できず、詳細な使用状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201800481 平成30年10月10日(富山県) 平成30年11月20日	除湿乾燥機	RV-ED56	象印マホービン株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードに溶融痕が認められた。 ○ヒーター、メインモーター、マイクロスイッチ等の残存部分には、出火の痕跡は認められなかつた。 ○当該製品の焼損は著しく、メイン基板、ローターサーミスター、弁スイッチは確認できなかつた。 ○当該製品は電源コードが引っ張られて、本体の角で外力が加わるような向きで設置されていたとの申出内容であった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
34	A201800483 平成30年11月6日(宮城県) 平成30年11月20日	電気冷凍庫	NR-FC47F1	松下冷機株式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 建物3棟を全焼し、1棟が類焼する火災が発生し、現場に当該製品があつた。	○当該製品は全体的に著しく焼損し、下面に腐食が認められ、断熱材の大部分が焼失して いた。 ○始動コンデンサー及び接続される配線は焼失していた。 ○圧縮機の巻線は絶縁性能が低下していた。 ○始動リレー及びオーバーロードリレーに出火の痕跡は認められなかつた。 ○確認できた配線に溶融痕等の異常は認められなかつたが、電源プラグ、電源コード及び内 部配線の一部は確認できなかつた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかつた。	
35	A201800533 平成30年11月24日(青森県) 平成30年12月7日	除雪機(歩行 型)	FSR900B	フジイコード レーション株 式会社	(火災) 倉庫で当該製品を起動中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のエンジンを点火し、その場を離れたところ、当該製品付近から出火した。 ○当該製品の外観は全て焼損し、特にキャブレター周辺が著しく焼損していた。 ○キャブレターが溶融し、燃料ホース等の樹脂部品は焼失していた。 ○キャブレターの燃料供給を制御するためのソレノイドコイルが確認できなかつた。 ○電気配線の異常や燃料漏れの有無については確認できなかつた。 ○使用者は、数年前から当該製品のエンジンが停止しにくいため、配線を改造して停止させて いた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があること、事故発生時の詳細な状況も不明 なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
36	A201800553 平成30年11月29日(静岡県) 平成30年12月18日	延長コード	WLS- 42EB(W)	朝日電器株 式会社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の個別スイッチ付き4口タップに、電気オーブントースター(1410W)、電気ミキ サー(250W)及び電気ケトル(1250W)が接続されていたが、いずれも事故発生時に使用され ていなかつた。 ○当該製品は、4口タップの電源コードに最も近い個別スイッチ部分が焼損していた。 ○焼損した個別スイッチは「切」の位置で焼損していた。 ○焼損した個別スイッチは、内部の可動切片が確認できず、可動切片を保持する配線金具 及び可動切片とは異極側の配線金具に溶融が認められた。 ○固定接点に荒れ等の接触不良の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、4口タップの個別スイッチ内部でトラッキング現象が発生し、出火したものと推 定されるが、個別スイッチの焼損が著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
37	A201800577 平成30年12月7日(京都府) 平成30年12月26日	携帯電話機 (スマートフォ ン)	SC-02H(株 式会社NTTド コモブランド)	サムスン電 子ジャパン 株式会社(株 式会社NTTド コモブランド)	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内蔵のリチウムポリマー電池セルが、格納部を中心に著しく焼損していた。 ○当該製品の液晶画面に放射状のひび割れが認められた。 ○電池セルの取付位置が正規の位置から上側に約1.5mmずれており、電池セル上側にあつた負極タブが著しく変形していた。 ○電池セルの正極板は焼失していたが、負極板については、巻回体外周部下側に相当する箇所で、損傷及び熱変色が認められた。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火に至つたものと推定される が、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A201800594 平成30年12月12日(静岡県) 平成30年12月28日	延長コード	WH2733TNP	松下電工株式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 寮で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、可動式電源プラグ部分が焼損していた。 ○電源プラグは、内部の配線金具が両極とも溶融し、電源コードのカシメ部が焼失していた。 ○電源プラグの栓刃は、片極の変色が強く、刃受金具との接触部周辺に溶融痕が認められ、接続していたコンセントの刃受金具に認められた溶融痕と形状及び位置が一致した。 ●当該製品は、電源プラグ内部のカシメ部での接触不良、又は電源プラグを接続していたコンセントとの接触不良により異常発熱し、電源プラグ内部でラッピング現象が生じて出火したものと考えられるが、電源プラグのカシメ部が焼失して確認できず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201800726(コンセント)と同一事故
39	A201800624 平成30年11月30日(北海道) 平成31年1月15日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AWL-16T	株式会社北日本コーワ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の発熱部が先端から約50cmの部分で断線し、一部溶融した雨どいが付着し外装樹脂が焼失していた。 ○発熱部の先端側は確認できなかった。 ○発熱部先端に付いていたアース線部が断線して残存しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品の発熱部先端付近から出火したものと推定されるが、発熱部先端側が確認できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A201800627 平成30年12月26日(富山県) 平成31年1月16日	電気ストーブ (温風機能付)	ADH-712	株式会社アピックスインターナショナル	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故発生前、使用者は椅子に座って足下に当該製品を置き、布団で当該製品と膝を覆い、暖をとっていた。 ○当該製品に布団を掛けたまま、他の部屋に移動したところ、約5分後に当該製品付近から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、石英管ヒーター用サーモスタッフ、タイマー及び転倒時オフスイッチは確認できず、内部配線の接続端子に溶融が認められた。 ○取扱説明書には、「衣類やカーテン等の可燃物のそばで使用しない。故障、事故の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品に布団が接触して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201800635 平成31年1月6日(愛知県) 平成31年1月18日	リチウム電池内蔵充電器	S-150	ドアーズインターナショナル合同会社	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、自動車用バッテリーに接続した状態で著しく焼損しており、内部の制御基板及びエンジン始動用ケーブルは残存していないかった。 ○内部のリチウムポリマー電池セル3個のうち、2個が焼失して確認できなかった。 ○確認できた電池セルの焼損は著しく、内部電極に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201800646 平成30年12月29日(愛知県) 平成31年1月22日	電気カーペット	HU-204(株 式会社山善 ブランド)	ワタナベ工業株式会社 (株式会社山善ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、カーペット部分の一部が焼損し、焼損部の上に置かれていた枕等も焼損していた。 ○カーペット部分の焼損は、裏面に比べて表面の焼損が強かつた。 ○焼損部のヒーター線は数か所で断線し、断線部の一部に溶融痕が認められた。 ○焼損部の近くでヒーター線に折れ跡が認められた。 ○コントローラーに出火の痕跡は認められなかったが、異常発熱等でヒーター線の発熱線と検知線が接触した際や検知線が断線した際に作動する安全装置が作動していた。 ●当該製品は、ヒーター線の一部が異常発熱して出火した可能性が考えられるが、事故発生時の状況や詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A201800659 平成30年10月29日(新潟県) 平成31年1月24日	電子レンジ	YRC-J160(R)	株式会社山善	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に著しく焼損していた。 ○ドア検知スイッチ、リレー巻線部、コントロール基板等の多くの電気部品が確認できなかった。 ○高圧コンデンサー、ファンモーター等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
44	A201800678 平成31年1月19日(福岡県) 平成31年1月31日	発電機(携帯型)	IG2300	株式会社パワーテック	(火災) 屋外で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、日頃から露店において電気温蔵庫(615W)を接続して使用されていた。 ○上下2口コンセントの上コンセント周辺が著しく焼損し、上コンセント内部から出火して周辺に燃え広がった痕跡が認められた。 ○上コンセントの両極刃受部とも刃受金具が溶融して脱落し、脱落した刃受金具に溶融痕が認められた。また、両極刃受金具同士が一部溶着しており、両極刃受金具間に短絡した痕跡が認められた。 ○下コンセントの刃受金具に焼損、溶融痕、腐食等の異常は認められなかった。 ●当該製品のコンセント刃受金具に緩みが生じていたため、刃受金具と電源プラグ栓刃間に接触不良が生じて異常発熱して出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかつた。	
45	A201800707 平成31年1月5日(静岡県) 平成31年2月8日	リチウム電池内蔵充電器	CY1771PBC HE	ソフトバンクコマース&サービス株式会社(現SB C&S株式会社)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生前の夜に自動車内でシガーソケット充電器を使用して充電し、その後は駐車した自動車内に置かれていた。 ○当該製品は全体的に焼損し、樹脂部品が焼失していた。 ○内部のリチウムポリマー電池セルの焼損は著しく、内部電極の正極板は焼失し、負極板に溶融痕が認められた。 ○制御基板は焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○シガーソケット充電器の出力電圧に異常は認められなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと考えられるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた	
46	A201800710 平成31年1月30日(愛知県) 平成31年2月12日	デジタル複合機	MP C3003	株式会社リコー	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、事務所は無人であった。 ○当該製品は全体的に焼損しており、背面の焼損が著しかつた。 ○背面に取り付けられた制御ボックス内の基板に出火の痕跡は認められなかつたが、制御ボックス下の電源基板及び定着基板は焼失して確認できなかつた。 ○制御ボックスの外にある色合わせモーター用制御基板の銅箔パターンに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかつた。 ○定着ユニット等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	
47	A201800726 平成30年12月12日(静岡県) 平成31年2月18日	コンセント	WF1102	松下电工株式会社又はパナソニック电工株式会社(現パナソニック株式会社)	(火災) 寮で当該製品に延長コードを接続して電気製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、延長コードが接続されていた上側差込口の片側の焼損が著しかつた。 ○焼損が著しい位置の刃受金具は、栓刃接触部に溶融痕が認められ、接続していた電源プラグの栓刃に認められた溶融痕と、位置及び形状が一致した。 ○焼損が著しい位置の刃受金具は変形しており、事故発生時の隙間の状態は確認できなかつた。 ○内部下側に堆積していた異物を分析した結果、上側に付着していた消火剤には含まれていない塩素が検出された。 ○延長コードの電源プラグは焼損が著しく、内部の配線金具が両極とも溶融してカシメ部が焼失していた。 ●当該製品は、接続していた延長コードの電源プラグとの接触不良、又は電源プラグ内部のカシメ部での接触不良により異常発熱し、電源プラグ内部で発生したトランシング現象の影響で焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。	・A201800594(延長コード)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A201800739 平成31年2月11日(静岡県) 平成31年2月22日	電気掃除機	VC-D406K	東芝テック株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、使用中に発煙、異臭がしたため、使用を中止して電源プラグを抜き、屋外の駐車場に置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は焼損していた。 ○モーターの巻線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線に取り付けられた電流ヒューズは切れていた。 ○基板の焼損は著しく、詳細は確認できなかった。 ○コードリールの接点に溶断が認められたが、負荷側の電流ヒューズが切れていることから、二次痕と判断した。 ○サーマルプロテクター、電源コード及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201800786 平成31年2月17日(静岡県) 平成31年3月12日	電気衣類乾燥機	NH-D502P	パナソニック 株式会社	(火災) 施設で当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は全て焼失していた。 ○電源スイッチ及び基板は焼失して確認できなかった。 ○モーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○運転コンデンサー及びヒーターの焼損は著しく、詳細は確認できなかった。 ○電源プラグは、栓刃の一方が付け根付近で溶断していたが、もう一方に溶断は認められず、接続していた延長コードの刃受金具が溶融、溶着していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	